

特定退職金共済制度 ご加入のおすすめ

〈新企業年金保険〉

会議所を通じて従業員の退職金制度が確立できます。

特定退職金共済制度の内容

● 制度の特色

- この制度は「特定退職金共済制度」として所轄税務署の承認を得て実施しており、他の制度(中小企業退職金共済制度・企業年金等)との重複加入も認められます。ただし他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。
- 事業主が負担する掛金は、1人月額 30,000円まで損金に計上できます。
※上記内容は、令和2年1月現在の税制に基づくものであり、今後、税務の取扱いが変わる場合があります。
- 日頃からつながりの深い身近な商工会議所を通じて、従業員の退職金制度を確立できます。
- 退職金制度の確立は、従業員の採用とその定着に役立ちます。

● 制度の内容(加入者範囲)

● 加入できる事業主 — 共済契約者 —

岸和田商工会議所の地区内にある事業主(事業所)であれば、誰でも従業員を加入させることができます。

● 加入するときは — 任意包括加入 —

この制度に加入するかしないかは、事業主の任意ですが、加入する場合には、全従業員(満15歳以上65歳未満の者)を加入させなければなりません。

ただし、法人の代表者並びに役員(使用人兼務役員を除く)、個人事業主、事業主と生計を一にする親族および満65歳以上の従業員は、この制度に加入できません。

なお、次のような人は加入させなくてもさしつかえありません。

- * 期間を定めて雇われている者
- * 試用期間中の者
- * パートタイマーのように労働時間の特に短い者
- * 季節的な仕事のため雇われている者
- * 非常勤の者
- * 休職中の者

※被共済者(加入従業員)が退職などにより加入資格を失われた場合は、当制度からの脱退手続きが必要です。

● ご契約の解除

次の事項に該当する場合、契約を解除することがあります。

- * 事業主(共済契約者)が、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められたとき
- * 従業員(被共済者) [受取人を含む]が、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められたとき
- * その他、「特定退職金共済制度規約」に定める契約の解除事由に該当したとき

● 個人情報の取扱いについてのお知らせ

特定退職金共済制度におきましては、共済契約者となる事業主ならびに被共済者となる加入従業員の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①被共済者(加入従業員)の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)は、被共済者(加入従業員)の同意にもとづき、共済契約者から岸和田商工会議所に提供されます。
- ②岸和田商工会議所は共済契約者から提供を受けた共済契約者および被共済者(加入従業員)の個人情報について、特定退職金共済事業の運営、各種サービスのご案内・提供のために使用するとともに、共済契約者および被共済者(加入従業員)の同意にもとづき、本制度の運営のために締結している新企業年金保険を引き受ける引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ)に提供されます。
- ③引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、岸和田商工会議所および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
- ④また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き岸和田商工会議所および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

● ご注意

ご加入者に対して、被共済者証(加入者証)等の発行はいたしておりませんので、商工会議所から事業所宛に返送される加入申込書(事業所控)とともに、このパンフレットを保管ください。

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。

引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額等が削減されることがあります。保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

お問合せは

岸和田商工会議所

電話(439)5023番

本契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和2年1月6日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。なお、引受保険会社各社の配当実績等により、給付金支払いの引受割合が以下の引受割合と異なる場合があります。

引受保険会社 日本生命保険相互会社(99%) [事務幹事会社]

ジブラルタ生命保険株式会社(1%)

● 制度の内容（掛金）

●掛金とご加入口数

月払掛金1口あたり1,000円とし、従業員1人について最低1口以上最高30口までご加入いただけます。掛金には1口あたり50円の制度運営費が含まれています。

●掛金のご負担

全額事業主負担(掛金として振込まれた金額は、事業主に返還しません。)

●加入(増額)日と申込締切日

加入(増額)日 毎月1日 / 申込締切日 加入日の前々月末日

●掛金の払込方法

掛金は、毎月前月25日(ただし、金融機関休業日の場合は翌営業日)に預金口座から自動振替となります。

●掛金口数の減少について

口数の減少は、最低1口を残すものとして、年1回(7月1日)お取扱いできます。(締切日5月末日)
口数を減少した場合は、積立金は支払わず、そのまま据え置かれます。

●掛金の運用について

この制度の掛金については、日本生命保険相互会社およびジブラルタ生命保険株式会社に、その管理と運用を委託します。

● 制度の内容（給付金および解約手当金）

●給付金

この制度の給付金は、加入口数、加入期間に応じて次のいずれかとなります。

退職一時金

被共済者(加入従業員)が退職された時に加入期間に応じて支払われます。
(詳細は退職一時金額表を参照ください。)

遺族一時金

被共済者(加入従業員)が死亡されたときに支払われます。
(詳細は遺族一時金額を参照ください。)

退職年金

被共済者(加入従業員)が、加入期間が10年以上かつ満65歳以上で退職し年金の受給を希望されたときに、加入期間に応じて支払われます。(詳細は年金月額表(10年確定年金)を参照ください。)

●解約手当金

途中で共済契約を解除した場合には、解約手当金(退職一時金と同額)がその被共済者(加入従業員)に支払われます。(税務上、一時所得となります。)

●給付金の受取人および受取方法

この制度の給付金の受取人は被共済者(加入従業員)です。(遺族一時金の場合は、ご遺族です。)
税務上事業主にはお支払いできません。
給付金は、受取人名義の預金口座へ直接お振込みいたします。

●給付金の請求方法

被共済者(加入従業員)が退職されたり、死亡されたり、あるいは年金の支給を受けようとされるときは
商工会議所に備えつけの書類によって請求してください。異動の連絡は毎月10日までにお願います。

退職一時金額表

| 加入期間 | 退職一時金額 | | | | |
|------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| | 30口 | 20口 | 15口 | 10口 | 5口 |
| 1年 | 333,600円 | 222,400円 | 166,800円 | 111,200円 | 55,600円 |
| 2年 | 669,600円 | 446,400円 | 334,800円 | 223,200円 | 111,600円 |
| 3年 | 1,007,400円 | 671,600円 | 503,700円 | 335,800円 | 167,900円 |
| 4年 | 1,347,000円 | 898,000円 | 673,500円 | 449,000円 | 224,500円 |
| 5年 | 1,688,700円 | 1,125,800円 | 844,350円 | 562,900円 | 281,450円 |
| 6年 | 2,032,500円 | 1,355,000円 | 1,016,250円 | 677,500円 | 338,750円 |
| 7年 | 2,378,100円 | 1,585,400円 | 1,189,050円 | 792,700円 | 396,350円 |
| 8年 | 2,725,800円 | 1,817,200円 | 1,362,900円 | 908,600円 | 454,300円 |
| 9年 | 3,075,600円 | 2,050,400円 | 1,537,800円 | 1,025,200円 | 512,600円 |
| 10年 | 3,427,200円 | 2,284,800円 | 1,713,600円 | 1,142,400円 | 571,200円 |
| 15年 | 5,216,700円 | 3,477,800円 | 2,608,350円 | 1,738,900円 | 869,450円 |
| 20年 | 7,058,700円 | 4,705,800円 | 3,529,350円 | 2,352,900円 | 1,176,450円 |
| 25年 | 8,954,700円 | 5,969,800円 | 4,477,350円 | 2,984,900円 | 1,492,450円 |
| 30年 | 10,906,200円 | 7,270,800円 | 5,453,100円 | 3,635,400円 | 1,817,700円 |

遺族一時金額

被共済者(加入従業員)が65歳7カ月未満で死亡されたときには、
退職一時金に加入口数1口あたり10,000円を加算した金額を、ご遺族に対して支払います。
(65歳7カ月以上の被共済者(加入従業員)が死亡されたときは、加算されません。)
ご遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条～第45条の規定を準用します。
なお、同順位の方が2名以上となる場合は、均等分割支給することとします。
年の途中で退職または、死亡されたときは、月単位で計算された額が支払われます。

年金月額表(10年確定年金)

| 加入期間 | 10年確定年金月額 | | | | |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 30口 | 20口 | 15口 | 10口 | 5口 |
| 10年 | 約 29,632円 | 約 19,755円 | 約 14,816円 | 約 9,878円 | 約 4,939円 |
| 15年 | 約 45,103円 | 約 30,069円 | 約 22,552円 | 約 15,035円 | 約 7,518円 |
| 20年 | 約 61,029円 | 約 40,686円 | 約 30,515円 | 約 20,343円 | 約 10,172円 |
| 25年 | 約 77,422円 | 約 51,615円 | 約 38,711円 | 約 25,808円 | 約 12,904円 |
| 30年 | 約 94,294円 | 約 62,863円 | 約 47,147円 | 約 31,432円 | 約 15,716円 |

年金は10年間支給され、上表の年金月額は、年4回(3月・6月・9月・12月)の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
ただし、支払日が土・日・祝日および幹事会社の年末年始休業日(12/31～1/3)の場合は、その翌営業日にお支払いします。年金年額が5万円未満の場合には一時金でお支払いします。
被共済者(加入従業員)が年金支払期間中に死亡されたときには、ご遺族に年金にかえて残存支払期間に対応する年金原資をお支払いします。

※当ページに記載の税務上の取扱いは令和2年1月現在の税制に基づくものであり、今後税務の取扱いが変わる場合があります。
※退職一時金額表・年金月額表に記載の金額は、平成14年11月1日から施行の特定退職金共済制度規約に基づいております。
※給付金は特定退職金共済制度規約に基づくものですが、金利水準の低下その他の著しい経済変動等により将来改定されることがあります。